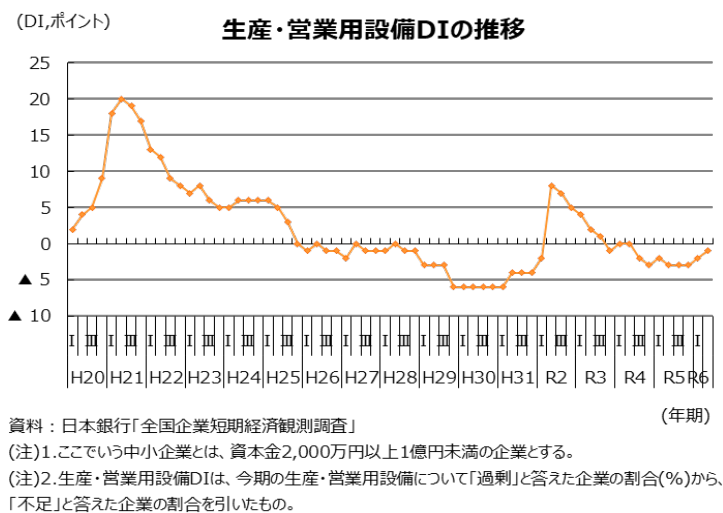
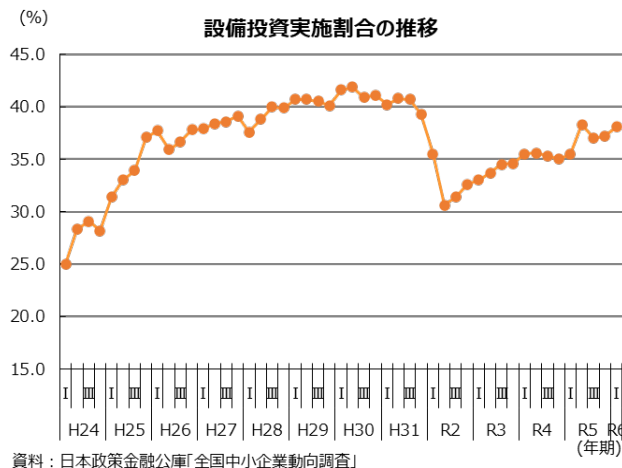


令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	4	府 省 庁 名		総務省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）				
要望 項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長				
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。 ・ 特例措置の内容 適用期限を 2 年間延長する。				
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3				
減収 見込額	[初年度] — （ ▲8,400 ） [平年度] — （ ▲8,400 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）				
要望理由	（１）政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 （２）施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。 このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。				
本要望に 対応する 縮減案	—				

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信（ICT 政策） 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。 ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が±5 ポイント程度の水準を維持する。
		政策目標の達成状況	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。 中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率 資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。



要望の措置の
適用見込み

(適用期間内における適用件数見込み)

令和7年度 50,290件

令和8年度 50,190件

※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計

要望の措置の
効果見込み
(手段としての
有効性)

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。

加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和2年度：49,060件 令和3年度：51,857件 令和4年度：50,593件			
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和4年度】 (道府県民税) 特別償却 4億円 税額控除 2億円 (事業税) 特別償却 115億円 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 25億円 税額控除 11億円 (地方法人特別税) 特別償却 42億円 税額控除 —			
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。			
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。			
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。			

これまでの要望経緯	平成 10 年度 「総合経済対策」(平成 10 年 4 月)に伴う措置として創設 平成 11 年度 1 年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量 8 トン以上→3.5 トン以上) 平成 12 年度 1 年間の延長(平成 13 年 5 月末までの適用期間の延長) 平成 13 年度 10 ヶ月の延長(平成 14 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 14 年度 2 年間の延長(平成 16 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成 16 年度 2 年間の延長(平成 18 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成 18 年度 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長) 令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和 5 年度 2 年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外。
------------------	--